



令和 6 年度鴨川市の健全化判断比率に係る実質公債費比率の更正について

令和 6 年度鴨川市の健全化判断比率のうち、実質公債費比率について更正したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により健全化判断比率を公表します。

令和 8 年 10 月 7 日

鴨川市長 佐々木 久之



【令和 6 年度鴨川市の健全化判断比率】

比率名	更正前	更正後
実質公債費比率	9.7%	9.6%

【内容】

1 実質公債費比率 ⇒ 9.6%

地方債の元利償還金と準元利償還金（一般会計以外の特別会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの）の合算額から特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値です。

(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－

(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

2 更正の理由

実質公債費比率の算定に用いる元利償還金に対する特定財源の額に誤りがあったことによるものです。

今回の更正により、健全化判断比率は次のとおりとなります。

【令和6年度鴨川市の健全化判断比率】

比率名	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.33%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.33%	30.00%
実質公債費比率	9.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	74.8%	350.0%	